

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第4節 第5期計画の基本的な考え方と制度改正の概要

第5節 計画策定の体制

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

わが国の平均寿命は、平成22年の簡易生命表によると男性79.64歳、女性86.39歳となり、過去最高年齢に到達しています。

高齢化の進展が一層見込まれる中、平成27年には日本経済を担ってきたいわゆる「第一次ベビーブーム世代（以下、「団塊の世代」（昭和22年～昭和24年生まれ）という。）」の人たちがすべて65歳以上となる節目の年を迎えることとなります。

要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして平成12年4月に導入された介護保険制度は、平成23年には12年目を迎え、事業者の指定や制度の普及啓発に努めた結果、サービス利用者は年々増加しています。

その間、制度開始から6年目にあたる平成17年度には、介護保険制度を持続可能なものとするという観点から抜本的な見直しが行われ、地域支援事業の創設、予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、地域密着型サービスの創設等を盛り込んだ新たなサービス体系が構築されました。

また、医療制度改革により、これまで高齢者の保健事業を担ってきた「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下、高齢者医療確保法）へと改定され、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設、特定健康診査（以下、特定健診）・特定保健指導の実施、療養病床の再編成に向けた取組み等が進められています。

播磨町においては、平成18年3月に「播磨町高齢者保健福祉計画（第4次）及び介護保険事業計画（第3期）」（以下、「第3期計画」という。）を策定し、以降、平成27年度(2015年度)の超高齢社会のあるべき姿、高齢者介護等のあるべき姿を念頭に様々な高齢者施策を展開しているところです。

今年度は平成21年3月に策定された「播磨町高齢者福祉計画（第5次）及び介護保険事業計画（第4期）」（以下、「第4期計画」という。）の最終年度にあたることから、第4期計画の検証および見直しを行うとともに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)を念頭においた医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケアシステム）の実現をめざす新たな計画として「播磨町高齢者福祉計画（第6次）及び介護保険事業計画（第5期）」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定することとなる「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

(2) 他の関連計画との関係

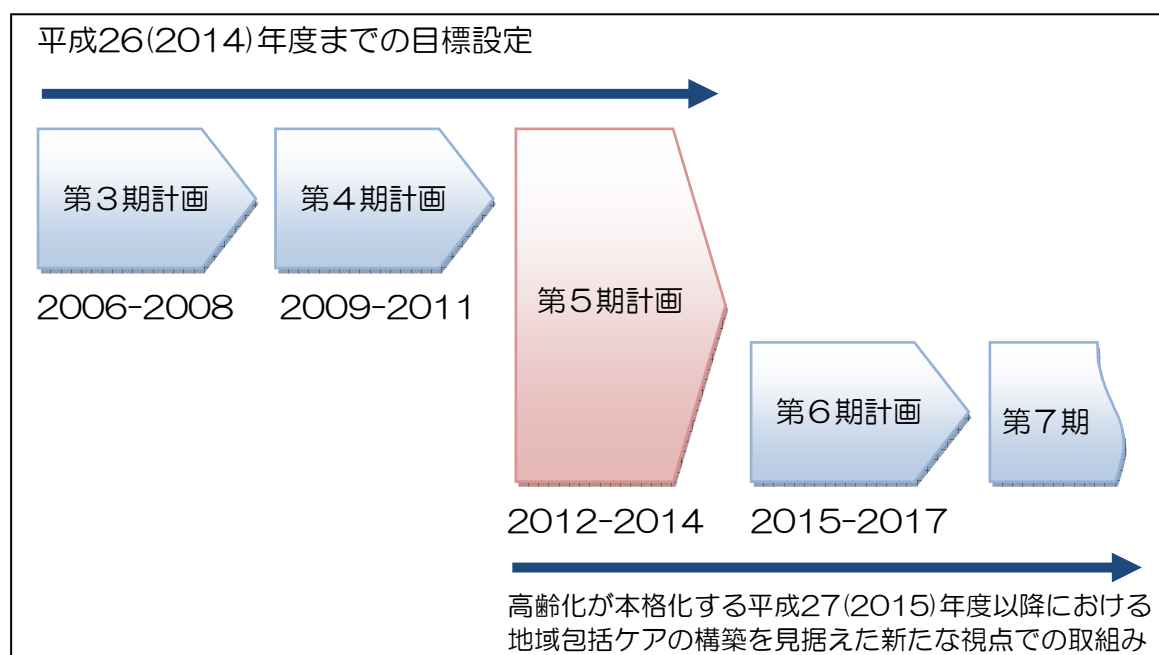
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたっては、平成24年4月に施行される「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえるとともに、本計画は「第4次播磨町総合計画」を上位計画とし、「播磨町障害者福祉計画」、「播磨町国民健康保険特定健康診査等実施計画」等、各種関連計画との整合性を図るものとします。

また、県とのヒアリング等を通じて情報交換を行い、各関連計画との整合性を図ります。

第3節 計画の期間

第5期計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画策定時に定められた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画になります。

計画期間は上記法律に基づき、平成24年度(2012年度)～平成26年度(2014年度)までとします。



第4節 第5期計画の基本的な考え方と制度改革の概要

(1) 第5期計画の基本的考え方

介護保険制度は、制度施行後12年が経過し、サービスの利用者数が施行当初の約3倍になるなど、今まで家族に依存していた高齢者の介護負担を社会全体で支えていく仕組みとして着実に定着してきました。

一方で、人口減少下において団塊の世代が65歳に到達するなど、今後急速な高齢化が進展するに伴い、寝たきりや認知症などの介護を必要とする人の増加、医療を必要とする高齢者や重度の要介護者の増加が見込まれ、また、家族や住民間のつながりが希薄しいわゆる都市型の高齢化が進展の中で、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応が喫緊の課題となっています。

このような中、たとえ介護度が重くなっても、できるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいと望む高齢者のニーズは高く、こうした高齢者を支えるサービスやサポートの充実が求められています。

第5期計画では、こうした状況の変化を踏まえ、基本的には第3期計画から第4期に続く理念や考え方を引き継ぐとともに、平成26年度(2014年度)の目標の達成に向け、「明るく活力ある高齢社会」を築いていくために各施策を推進していく必要があります。

特に、今回の介護保険法改正では、地域包括ケアの実現に向けた取組みが市町村の責務として法定化されたことから、計画の作成に当たっては、地域住民のニーズを踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に、切れ目なく提供していく『地域包括ケアシステム』の構築に向けた取組みを団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)に向けてより一層推進していく必要があります。また、介護給付費等の増加が予測される中、介護ニーズをより精緻に把握し、在宅系サービスと施設・居住系サービスを、個人の状態像にあわせて適切に提供していくことにより、給付の効率化・重点化を進めていくことも重要になっています。

【地域包括ケアシステムとは】

「日常生活圏域(中学校区を基本とする。)」を設定し、概ねその範囲を中心として、①医療との連携の強化 ②介護サービスの充実・強化 ③予防の推進 ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等の充実 ⑤高齢期になっても住み続けることができる高齢者住まいの整備などが適切に提供されるような地域での体制を構築することであり、それにより、高齢者が介護が必要な状態になっても、施設入所ではなく、地域(在宅)の中で、安全に安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざすものです。

(2) 制度改正の概要

平成 24 年(2012 年)4 月 1 日に施行（一部公布日施行）される「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」については次の通りです。高齢者が住み慣れた地域でその能力に応じて日常生活を送ることができる「地域包括ケアシステム」の構築のため、所要の改正がなされたものです。第 5 期計画の策定については、第 4 期までの項目に加え、下記の改正内容を踏まえて策定する必要があります。

【介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要】

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ①医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進。
- ②日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24 時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤介護療養病床の廃止期限（平成 24 年 3 月末）を猶予。（新たな指定は行わない。）

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ①介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による、たんの吸引等の実施を可能とする。
- ②介護福祉士の資格取得方法の見直し（平成 24 年 4 月実施予定）を延期。
- ③介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件および取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定の追加。
※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進（高齢者住まい法の改正）

4 認知症対策の推進

- ①市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ②市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組みの推進

- ①介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ②地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】 1 ⑤、2 ②については公布日施行。その他は平成24年(2012年)4月1日施行。

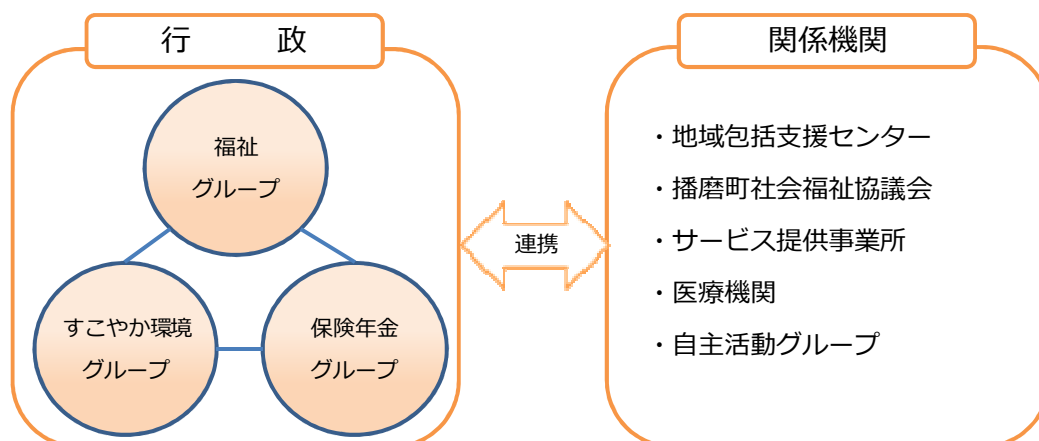
第5節 計画策定の体制

(1) 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、幅広い関係者の参画により、本町の特性に応じた事業展開が期待されるため、学識経験者をはじめ、保健医療関係者、福祉関係者、住民代表、兵庫県保健福祉関係者及び公募による被保険者代表で構成する「播磨町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、各委員の意見を幅広く聴取し、計画の審議策定を行いました。

(2) 計画の進行管理

本計画で策定した基本目標・基本施策等の実施及び実現に向けて、庁内の関係部署及びその他関係機関との連携を図り、高齢者の健康的で安定した生活の維持をサポートします。



本計画は、「超高齢社会」に対して保健・福祉・介護のすべての分野において本町の方向性及び取組みを示した計画です。

実施をしていく中で、国の動向を踏まえつつ、本町の実情に沿った取組みが可能となるよう、行政・関係団体・住民が一体となって円滑な運営に努めるとともに、本計画で掲げた目標の実施状況及び計画値について、「播磨町介護保険運営協議会」を開催し、計画の進捗状況の検証・評価を行います。